杏林社会科学研究 第 29 巻 4 号 2014 年 3 月

収益費用アプローチと 資産負債アプローチの計算構造

~固定資産の減価償却と減損を巡って~

内藤高雄

1 序

近年、アメリカ財務会計基準審議会(Financial Accounting Standard Board;以下、FASBと略称する)が公表した1976年の討議資料『財務会計および財務報告のための概念フレームワークに関する諸問題の検討:財務諸表の構成要素およびそれらの測定』(以下、『討議資料』と略称する)¹⁾の中で初めて明らかにされたアングロ=サクソン的会計思考である資産負債アプローチ²⁾(Asset and Liability View)は、国際会計基準審議会(International Accounting Standard Board:以下、IASBと略称する)が公表する国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards:以下、IFRSと略称する)の普及とも相俟って、急速に先進諸国に広がっている。

第2次世界大戦後、理論的にも、制度的にも、アメリカの影響を強く受けているわが国においては、まさに資産負債アプローチなる会計観に席巻されているといっても過言ではない。企業の収益力の表示を目的として、認識基準として発生主義を、測定基準として取得原価主義を採用し、損益計算の方法としては損益法を採用する、シュマーレンバッハ(E. SCHMALENBACH) 流の動態論会計 (アングロ=サクソン的会計思考ではこの伝統的な会計観を収益費用アプローチ (Revenue and Expense View)

と名付けている) は、資産負債アプローチに取って代わられたかのごとく論 じる議論すらあるのも事実である。

はたして本当に伝統的な会計観は時代遅れの遺物となり、資産負債アプローチにとって代わられたのであろうか。伝統的な会計観は資産負債アプローチと両立しないのであろうか。さらには、現行の会計制度は本当に資産負債アプローチと呼ばれる会計観を基盤に成立しているのであろうか。

筆者はすでに収益の認識を題材に、この問題について考察した。そこで 筆者は、資産負債アプローチ・収益費用アプローチと岩田巌理論における 財産法・損益法の類似性を紹介し、収益費用アプローチと資産負債アプローチが両立する可能性について指摘した。その際、固定資産の費用認識 における減価償却の採用に代表されるように、資産負債アプローチとは矛盾していると思われる個別の会計制度も存在するとの私見を指摘した3。

そこで本稿では、この私見を展開するために、資産負債アプローチ・収益費用アプローチの計算構造について、設備資産の減価償却と減損を題材に、考察していくことにする。まずは再論にはなるが、考察の前提として最重要であるので、両アプローチの計算構造について明らかにすることから始めたい。

2 収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造

伝統的会計観である収益費用アプローチは、利益を1期間の収益と費用に基づいて定義する。すなわち、まず当期の収益と費用を認識の面からは発生主義・実現主義に、測定の面からは取得原価主義に基づいて定義し、その定義に基づいて収益と費用を決定する。その上で「利益を1期間の収益と費用との差額に基づいて定義する4」のである。したがって、基本的には次期以降の収益・費用になるために繰り延べられる未解消項目、ならびに収益・費用とは無関係な項目が資産および負債として貸借対照表に収容されることになる。

収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造

しかしながらこの伝統的会計観に対して、企業の資産・負債の帳簿価額 が実態とあまりにもかけ離れてしまっているとの批判が起こることになる。 なぜならば収益費用アプローチでは資産・負債の時価ではなく、投下資本 の未回収分を重視しているからである。したがって会計における企業の利益や、資産・負債はフィクションなのではないかとの、極端な批判までも が起こることになったのである。

このような状況で生まれた新しい会計観が資産負債アプローチである。この会計観では、まず利益を「1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値⁵」と考え、「利益を資産・負債の増減額に基づいて定義する⁶」のである。すなわちまず何よりも資産と負債を正しく定義し、そしてその定義に基づいて資産・負債を決定するのである。『討議資料』は資産を「企業の経済的資源の財務的表現⁷」と、負債を「将来他の実体(個人を含む)に資源を引き渡す義務の財務的表現⁸」と定義している。そしてその結果として、収益は資産の増加額および負債の減少額と、反対に費用は資産の減少額および負債の増加額として定義されることになる。

結局、伝統的な会計観である収益費用アプローチでは、まず何よりも利益を一会計期間における収益と費用の差額と定め、期間収益と期間費用を発生主義・実現主義に基づいて認識する。収益と費用を中心とし、一会計期間のフローを利益と捉えるのである。その結果、当期の収益や費用にならなかったもの、次期以降の収益や費用になるもの、ならびに損益計算には関わりのないものが資産や負債となるのであり、その際には取得原価を基礎とした測定が中心となる。

これに対して資産負債アプローチでは利益を企業の純資産の増加分と定め、資産と負債の額を正確に測定することが中心となる。資産と負債を中心とし、一会計期間における企業のストックの増分を利益と捉えるのである。その際の資産や負債の測定には、公正価値(fair value)⁹⁾ による測定が用いられることになる。そしてその結果、資産の増加分と負債の減少分が収益に、資産の減少分と負債の増加分が費用になるのである。

以上のことから、収益費用アプローチと資産負債アプローチは、完全に 対極にある会計観であると言えよう。そしてもし現行の会計制度において、 伝統的な会計観である収益費用アプローチが資産負債アプローチによって 完全に取って代わられているのであれば、収益費用アプローチ的な、すな わちまず収益と費用を測定し、当期の収益や費用にならない部分を資産や 負債として次期に繰り越すといった会計方法は払拭されてしまっているは ずである。

そこで次節では固定資産の減価償却を取り上げ、この問題について考察 していくことにする。

3 固定資産の減価償却と収益費用アプローチ

固定資産の減価償却を巡っては、すでに多くの先人達が100年以上前から 偉大な研究を進めてきた。『動的貸借対照表論』(Dynamische Bilanz)を発表 し、近代会計の礎を築いたシュマーレンバッハは、1908年に「減価償却」 (Die Abschreibung)という論稿を発表している。1919年の『動的貸借対照 表論』第1版発表の11年前に発表したこの論稿の中に、彼のいわゆる費用 動態論の萌芽が展開されていたことは、あまりにも有名である¹⁰。

1857年に明らかになった1861年ドイツ一般商法典の草案の中の文言、「貸借対照表作成日の正当なる価値」を巡ってのいわゆる価値論争の中で、販売価値説、個人的価値説、営業価値説などの当時の静態論的な理論に対してシュマーレンバッハが出した結論は、まさにコペルニクス的転回であったと言える。彼は「貸借対照表作成日の正当なる価値」を問題にするのではなく、貸借対照表が損益計算の手段であること、そして設備資産原価の期間配分をもって減価償却とする、費用配分の原理を提唱することで、近代会計への道を開いたのであった。

そういう点から考えれば、まさしく減価償却こそ、伝統的な会計観である収益費用アプローチの手続きそのものであると言えよう。一般に近代会

計では、減価償却は、設備資産の取得原価を、その資産の利用可能な期間である耐用期間に渡って、費用配分する手続きと定義されよう。設備資産の取得原価のうちで当期の費用として配分する金額を、定額法、定率法、比例法、級数法などの合理的方法を用いて決定することが第一の手続きになる。そのうえで設備資産の取得原価から当期の減価償却費の額をも含んだ累計額を控除した金額が、設備資産の資産としての帳簿価額になる。その際には決算日におけるその設備資産の価値については考慮されない。静態論的な「貸借対照表作成日の正当なる価値」も、資産負債アプローチ的な「企業の経済的資源の財務的表現」や「将来他の実体(個人を含む)に資源を引き渡す義務の財務的表現」も、当然のことながら考慮の外にあると言える。

したがって減価償却の手続きはまず費用の金額を決定し、決算日の帳簿 価格から減価償却費として繰り入れた金額を控除した額が結果として資産 の金額になる計算構造をもっている。当期までの費用にはならなかった金 額、次期以降の費用になる金額が資産の帳簿価額になるのであり、明らか に収益費用アプローチに依拠した手続きであると言えよう。

もちろんシュマーレンバッハが『動的貸借対照表論』を発表する以前のいわゆる静態論の諸理論においては、異なる論理が展開されている。たとえば前述のいわゆる価値論争において展開された諸理論についても、1861年の商法発布後、多くの商法学者より支持された販売価値説は、「貸借対照表作成日の正当なる価値」を決算日の販売価値、換金価値と解釈する。すなわち資産は全て決算日に換金し得る価格で評価すると考えるのである。この場合には実際の運用では売却時価で設備資産の帳簿価額を決定し、その結果、帳簿価額の増減額が当期の収益や費用となることになる。

これに対してジモン (H. V. SIMON) が提唱した個人的価値説は、資産を販売資産と使用資産を区別することにポイントがある。販売資産については営業主個人に対する販売価値で評価し、使用資産については営業主個人に対する使用価値で評価することになる。これは企業において、使用す

ることで収益の獲得に貢献する使用資産は、販売するために保有する販売 資産と同一に交換価値、すなわち売却時価で評価することを否定したもの である。設備資産は使用資産に該当するため、営業主個人に対する使用価 値で帳簿価額を決定し、その結果、帳簿価額の増減額が当期の収益や費用 になる。

スタウプ(H. STAUB)、およびレーム(H. REHM)が提唱した営業価値 説はこの個人的価値説を批判し、発展させたものである。すなわち営業主 個人ではなく、営業にとっての価値が重要であるとし、販売資産について は営業に対する販売価値で評価し、使用資産については営業に対する使用 価値で評価することを主張したものである。その結果、設備資産は営業に 対する使用価値で帳簿価額を決定し、帳簿価額の増減額が当期の収益や費 用になる¹¹⁾。

これらの販売価値説、個人的価値説、営業価値説は、営業主個人に対してであれ、営業に対してであれ、使用価値の測定をどうするのかという問題が残るとはいえ、ここでのわれわれの考察においては、軸を一にした考え方であると言えよう。すなわち、まずそれぞれの論理に従って設備資産の帳簿価額を決定し、帳簿価額の増減額が当期の収益や費用となるのである。したがって、これらは明らかに資産負債アプローチにつながる計算構造を持っていると言える。

もちろんこれらの静態論的理論は債務弁済能力の表示を会計の中心的課題とし、貸借対照表を財産の一覧表と考える会計観に立脚している。したがって複式簿記の継続記録を前提としたものではなく、そもそも減価償却という概念で一括りにすることはできないのかもしれない¹²⁾。しかしながらこれらの設備資産に対する静態論的計算構造は、明らかに資産負債アプローチにつながる手続きであると言える。

そういう意味ではシュマーレンバッハの登場によって実現した静態論から動態論への移行、財産貸借対照表から損益貸借対照表への移行が、減価 償却の概念を確立したとも言える。そしてその減価償却の手続きは、明ら かに収益費用アプローチに依拠した手続きであろう。したがって、もし収益費用アプローチが、資産負債アプローチに完全にとって代わられたのであれば、もし収益費用アプローチが資産負債アプローチと両立せず、現代会計が資産負債アプローチを前提とするのであれば、そこでは減価償却の概念と手続きは払拭されなければならないであろう。なぜならば減価償却は明らかに収益費用アプローチの計算構造に属する手続きであり、資産負債アプローチの計算構造にはあてはまらないからである。もしも現代の会計制度が資産負債アプローチで一貫しているのであれば、設備資産について減価償却とは異なる手続きが必要になるのである。そこで次節では、その可能性を有する手続きとして、固定資産の減損を取り上げて考察していきたいと思う。

4 固定資産の減損と資産負債アプローチ

企業会計審議会が2002年に公表した「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」には、固定資産の減損は、「資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である¹³⁾」と定義されている。

すなわち減損会計とは、固定資産について、収益性が当初予想を低下した時にのみ、価格の下落を帳簿価額への反映を試みるものであり、棚卸資産への低価法の適用や設備資産の臨時償却など、伝統的な会計処理に共通する考え方であると言える。したがって「金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である¹⁴」。

この場合、事業用の固定資産、すなわち土地を含めた有形固定資産や暖 簾を含む無形固定資産が減損会計の対象となる。前節で論じた減価償却に

おいては、使用することによって減価しない、土地をも対象にすることに 相違がある。

このような固定資産の減損会計が提唱された背景としては、固定資産の価格の下落の問題、そしてそれに伴って発生する固定資産の収益性までもが著しく下落したことがある。従来の減価償却に基づいた処理のみ、すなわち原価配分の論理に基づいて当期の減価償却費の額を決定し、その金額を控除した額を資産の額として表示しているのみでは、資産価値の過大表示と重大な含み損を繰り延べることになっているのではないかとの疑惑が示されることになる。バブル崩壊後の土地の評価額については特に顕著であり、企業の経営成績や財政状態を正しく表示できないということで、無視できない問題になっていた。

減損会計には、①減損の兆候の有無の確認、②減損損失の認識、③減損 損失の測定、の3つのステップがある。このうち減損の兆候の有無の確認に ついては、概ね各国の制度は一致している。すなわちすべての対象資産に ついて、毎期回収可能性を調査し、減損損失の計上を検討することは実務 上、企業の大きな負担となるため、現実的ではない。したがって対象資産 に減損が生じている兆候がある時に限り、回収可能性を調査し、減損の処 理を進めるという考え方を採用することになる¹⁵。

しかしながら、減損損失の認識および測定については、わが国の制度、 アメリカの制度、およびIASBの制度で若干の相違がある。

アメリカの減損会計制度は現在、2002年に公表されたFASBステートメント第144号「長期性固定資産の会計」(Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets)で規制されている¹⁶⁾。そして「減損損失は、長期性資産(資産グループ)の帳簿価額が回収できず、また帳簿価額がその公正価値を超過する場合にのみ認識されなければならない¹⁷⁾」としている。この場合、長期性資産の帳簿価額が回収できない場合とは、「帳簿価額が当該資産(資産グループ)の使用および最終的な処分から生ずると予測される割引前キャッシュ・フローの総額を超える場合¹⁸⁾」である。そして

その際には、帳簿価額を公正価値まで切り下げ、帳簿価額と公正価値との 差額が、減損損失として当期の費用に計上されるのである。

このようにアメリカでは減損会計について、認識基準の割引前の将来 キャッシュ・フローと測定基準の公正価値が異なる、2段階アプローチを採 用している。これはアメリカでは帳簿価額を回収することが不可能になって 初めて減損を認識する確率基準を採用しているからであり、減損処理後の 帳簿価額を新しい取得原価と考えるのである。したがって固定資産の収益性 が回復しても過年度に計上した減損損失を戻し入れることは認めていない。

これに対してIASBでは、コア・スタンダードの1つであるIAS第36号で、資産の帳簿価額が回収可能価額を超える時、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げるとしている。この場合回収可能額は、「有形固定資産(又は資産生成単位)の売却費用控除後の公正価値および使用価値のどちらか高い金額¹⁹⁾」と定義されている。そして帳簿価額と売却費用控除後の公正価値または使用価値のどちらか高い金額との差額が、減損損失として当期の費用に計上されるのである。

このようにIASBでは減損の認識と測定について同じ基準を採用する1段階アプローチを採用している。これはIASBが減損会計を資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを保証する手続きと捉えていることをあらわしている。定められた減損損失の測定基準に基づいた見積りの結果を財務諸表に反映させるという、経済基準を採用しているのであり、見積に変更があった時には、過年度に計上した減損損失の戻し入れを行うことになる。

わが国の減損会計基準は2002年に企業会計審議会より公表された「固定 資産の減損に係る会計基準」、および翌年に企業会計基準委員会より公表された適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」によって 形成されている。その内容は端的に言えば、減損損失の認識については FASBの基準に、測定についてはIASBの基準に従ったものある。したがっ てアメリカと同様、減損の認識を相当程度確実な場合に限定する確率基準

を採用しており、固定資産の収益性が回復しても過年度に計上した減損損失を戻し入れることは認めていない。

ところで以上のような減損会計の手続きは、はたして収益費用アプローチと資産負債アプローチのどちらの計算構造に従っているのであろうか。この問題に対する答えは容易に出るであろう。減損会計の手続きは一見したところ、明らかに資産負債アプローチの計算構造に従っているように思われる。しかしながらそれほど単純な構造ではない。

一般に固定資産の減損会計は資産負債アプローチの固定資産への適用であると考えられている。確かに、確率基準を採用する場合であれ、経済基準を採用する場合であれ、公正価値あるいは売却費用控除後の公正価値または使用価値を固定資産の帳簿価額として決定し、この金額と減損会計適用前の帳簿価額との差額を減損損失として費用に計上するという手続きは、収益費用アプローチの計算構造に属する手続きではなく、資産負債アプローチの計算構造に属する手続きと言えよう。なぜならば、資産の金額を最初に決定し、その結果として資産の減少額を当期の費用として計上しているからである。

しかしながらこれらの減損会計の手続きは、毎決算期に行われるわけではない。既述のように減損の兆候がある時にのみ、通常の減価償却手続きの補完として、臨時償却と同様に、減損会計の手続きが行われることになる。そういう意味では、固定資産に関する現行の会計処理は、収益費用アプローチの計算構造にしたがった手続きである減価償却を第一義とし、資産負債アプローチの計算構造にしたがった減損会計の手続きで補完していることになる。したがって固定資産の減損処理が行われていることをもって、その会計制度が資産負債アプローチに基づいているというようなことは言えないのである。

ましてや減損という言葉からも明らかなように、帳簿価額が公正価値や 使用価値を超えている場合にのみ、減損処理を行うのであって、公正価値 や使用価値が帳簿価額を上回っている時には何ら処理されない。そういう

収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造

点では減損会計は、あくまで収益費用アプローチを、健全性の原則に従って補完している手続きであるとも言えるのである。

5 結び

以上、われわれは本稿で固定資産の減価償却と減損の手続きを題材に、収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造について考察してきた。伝統的な会計観である収益費用アプローチは、発生主義・取得原価主義に基づいて、まず当期の収益・費用を決定する。そして次期以降の収益・費用になる項目、および収益・費用とは無関係の項目を資産・負債として次期に繰り延べる。これに対して資産負債アプローチは公正価値測定に基づいて、まず資産・負債の金額を決定する。そして資産・負債の増減額が当期の収益・費用となるのである。

このような計算構造を前提にして、固定資産の減価償却と減損について 考察していく時、減価償却の手続きは明らかに収益費用アプローチに立脚 していると言えよう。なぜならば減価償却の手続きは、まず固定資産の取 得原価を基礎として、費用配分の原理に従い、当期の費用である減価償却 費を決定しているからである。そしてその結果として未償却残高が固定資 産の帳簿価額になる。そこには公正価値測定の考え方は全く反映されない のである。

これに対して固定資産の減損会計の手続きは、資産負債アプローチに立 脚しているように思われる。なぜならば減損会計の手続きは、まず公正価 値測定、あるいは使用価値の測定に基づき、固定資産の帳簿価額を決定し、 この新しい帳簿価額と減損会計適用前の帳簿価額との差額を減損損失とし て費用に計上するからである。

もっともこの減損会計の適用は、あくまでも減損の兆候がある時に限られるのであり、毎期、継続的に行う手続きではない。また減損という名称からも明らかなように、固定資産の帳簿価額が公正価値あるいは使用価値

を上回っている時にのみ行う手続きであって、逆に公正価値や使用価値が 上回っている時に帳簿価額を増加させ、収益を計上する手続きは行われな い。したがってこの減損会計は、健全性の原則に従って、あくあまでも収 益費用アプローチを資産負債アプローチの手続きによって補完しているも のであると言える。

そういう点から判断すれば、現行の会計制度は決して資産負債アプローチのみに立脚したものではない。また収益費用アプローチと資産負債アプローチは二律背反的な、両立できないものではないのであり、現行の会計制度は伝統的な会計観である収益費用アプローチを基盤としながらも、随所にその欠点を資産負債アプローチで補完していると言えよう。

もし仮に現行の会計制度が収益費用アプローチを完全に捨て去り、資産 負債アプローチのみに立脚しているというのであれば、固定資産の減価償 却の手続きを完全に放棄する必要がある。そのうえで減損の兆候の有無に かかわらず、毎決算期に必ず固定資産について公正価値ないし使用価値を 測定する必要がある。そして固定資産の帳簿価額が公正価値ないし使用価値を 値を上回っている場合でも、また下回っている場合でも、その公正価値な いし使用価値を固定資産の新たな帳簿価額として決定し、従来の帳簿価額 との差額を当期の収益または費用に計上する手続きが取られなければ、論 理的にはおかしいことになるであろう

もっともこれらの考察は会計におけるすべての要素を対象にしたものではなく、あくまでも固定資産を対象としたものにすぎない。したがって本稿で筆者が出した結論は多分に限定的なものであると言えよう。しかしながら、収益費用アプローチと資産負債アプローチという2つの会計観に対する1つの示唆にはなるのであろう。

収益費用アプローチと資産負債アプローチの計算構造

注

- FASB, Discussion Memorandum, "an analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement" December 1976.
- 2) "Asset and Liability View" なる英語を和訳すれば"資産負債観"となり、また "Revenue and Expense View"なる英語を和訳すれば"収益費用観"となるが、 すでに資産負債アプローチ・収益費用アプローチという訳語が一般に浸透しているので、本稿では資産負債アプローチ・収益費用アプローチという用語を用いる。
- 3) 詳細については拙稿「資産負債アプローチの計算構造と収益の認識」杏林大学 『杏林社会科学研究』第27巻第4号を参照されたい。
- 4) FASB, Opcit., par. 38.
- 5) *Ibid.*, par. 34.
- 6) Ibid.
- 7) Ibid.
- 8) *Ibid.*
- 9) もともと公正価値の概念が出現した当時は、公正価値とは公正なる市場の売却額、あるいはその資産を使用することによって得られる将来キャッシュ・フローの見積り現在価値と解釈されていた。しかしながら公正価値の議論が進むにつれ、後者の測定が困難であるという問題もあり、現在では後者については使用価値とされることが多くなり、公正価値とは公正なる市場での市場価格と解されるようになっている。IASBは2011年に公表されたIFRS第13号「公正価値測定(Fair Value Measurement)」の中で、公正価値について、「測定日において市場参加者間(market participants)で秩序ある取引(orderly transaction)が行われた場合に、資産の売却によって受取る又は負債を移転するために支払う価格」と定義している。(IASB、IFAS No. 13 "Fair Value Measurement"、1999、par. 12.)

ちなみに筆者は市場価格、すなわち時価が公正(fair)な価値であるという見解については異議をもっているが、これについては稿を改めたい。

- 10) たとえば谷端長著『動的会計論』(増補版) 1965年・森山書店、pp. 3~13を参照 されたい。
- 11) 岩田巖著『利潤計算原理』1956年·同文舘出版、pp. 233~253参照。
- 12) 減価償却が制度化されたのはシュマーレンバッハが『動的貸借対象論』を発表した1919年よりも後のことであり、当然のことながら、ドイツで価値論争が展開された時点では、まだ制度化されていない状況であった。しかしながら、減価償却の概念はシュマーレンバッハが考え出したものではない。もともと会計がその詳細な規定に至るまで、制度化したのは、近代会計成立以後のことである。けれども、減価償却の概念自体はかなり以前に生まれており、会計実務の中では18世紀末から19世紀前半にかけてのイギリスの鉄道会社において、減価償却の手続きが

- 一般的に行われていたとされる。この点に関して渡邉泉は著作の中で、1820年代 以降の鉄道会社において、先駆的費用配分法として減価償却が中心的に論ぜられ たこと、18世紀末のボールトン・ワット(Boulton and Watt)商会の帳簿に取得 原価に年5%の定率で減価償却が行われていたことなどを論じている。(渡邉泉稿 「産業革命期における損益計算の展開―イギリス簿記史―」平林喜博編著『近代会 計成立史』2005年・同文舘出版、pp. 86~102 参照)
- 13) 企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書| 2002年。
- 14) 同上。
- 15) 減損の兆候についてすべてを網羅して列挙することは難しい。IASBの前身である International Accounting Standard Commission (以下IASCと略称する) は IFRSの前身であり、コア・スタンダードの1つになっている International Accounting Standard (以下、IASと略称する) 第36号において減損の兆候を、
 - 「◎ 外部の情報源による事実
 - (a) 資産の市場価格の著しい下落
 - (b) 技術的、市場的、経済的もしくは法的環境の著しい変化
 - (c) 市場利子率や投資収益率の上昇により割引の上昇
 - (d) 企業の株式市場における時価総額が純資産の帳簿価格を割込んでいる
 - ◎ 内部の情報源による事実
 - (e) 資産の陳腐化又は物理的損害の証拠の存在
 - (f) 事業の撤退やリストラ、又は早期の資産処分などによる資産の使用状況や 使用予定の著しい変化
 - (g) 資産からの経済的成果が予想より悪化しているか、又は悪化すると予想される証拠の存在」

としている。(IASC, IAS No. 36 "Impairment of Assets", 1999, par. 12.)

- 16) FASBは減損会計基準として1995年にFASBステートメント第121号「長期性資産の減損および処分予定長期性資産の会計」(Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of) を公表している。このステートメントの方向を基本的に踏襲し、発展させたものが、ステートメント第144号である。
- 17) FASB, Statement of Financial Accounting No. 144, "Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets", 2001, par. 7.
- 18) *Ibid*.
- 19) IASC, No. 36, par. 18.
 この場合、使用価値とは、当該固定資産の使用から得られる将来キャッシュ・フローを、測定時点の割引率で割り引いた現在価値であるとしている。